

介護老人保健施設 ケアホームやまと
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ケアホームやまと（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者、利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用契約書を当施設に提出したのち、平成18年4月1日以降から効力を有します。但し、扶養者又は保証人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書Ⅰ・Ⅱの改定が行われぬ限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。ただし、介護報酬改定等に伴う利用料金の変更等及び職員の改定が行われた場合は、初回利用時の同意書をもって継続利用できることとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次の各号に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所療養介護の利用を解除・終了することができます。

- 一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- 二 利用者の居宅介護サービス計画（介護予防サービス）が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- 三 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- 四 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- 五 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別表1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付するものとします。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）

3 当施設は、利用者又は扶養者から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間（診療録についても5年間）保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載すると共に、本人または扶養者に文書にて同意を得ることとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なう事とします。

- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携
- 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 五 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は扶養者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は扶養者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由（故意や重大な過失によるなど法的責任がある場合）によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設ケアホームやまと
短期入所療養介護利用（介護予防短期入所療養介護）
約款説明同意書

介護老人保健施設ケアホームやまとを短期入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

説明担当者 職

氏 名 _____

令和 年 月 日

介護老人保健施設ケアホームやまと
管理者 堀内 三郎 殿

<利用者>

氏 名 _____ 印

代筆 () _____

住 所 _____

<扶養者>

氏 名 _____ 印

住 所 _____

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号 ・携帯番号	

介護老人保健施設ケアホームやまと 短期入所療養介護利用 契約書

介護老人保健施設ケアホームやまとを短期入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で、下記の事業者「介護老人保健施設ケアホームやまと」と、利用者及び扶養者は連帯保証人と共に契約いたします。

契約締結日 令和 年 月 日

【契約者名】

<事業者>

指定番号：075280019

住 所：福島県喜多方市山都町木幡字鼬塚丁1571

事業者名：介護老人保健施設 ケアホームやまと

施設長名：堀内 三郎 印

<利用者>

氏 名 _____ 印 _____

代筆 () _____

住 所 _____

電話番号 _____ 携帯番号 _____

<扶養者>

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

電話番号 _____ 携帯番号 _____

【連帯保証人】

・氏 名	印 (続柄)
・住 所	
・電話番号	/

*連帯保証人は、利用者及び扶養者以外の方を記載してください。

短期（介護予防短期）重要事項説明書 I

介護老人保健施設ケアホームやまのご案内

（令和6年4月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ケアホームやまと
- ・開設年月日 平成14年4月22日
- ・所在地 福島県喜多方市山都町木幡字鼬塚丁1571
- ・電話番号 0241-38-2600
- ・ファックス番号 0241-30-1151
- ・管理者名 堀内三郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（0752580019号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケアホームやまの運営方針]

四季折々の美しい自然環境の中で、やさしさ、ぬくもり、心のかよう施設として、地域の方々と共に皆様から信頼され、愛されることのできるサービスを提供し、利用者のご家族と共に幸せを感じあえるような短期入所療養サービスを行い在宅支援していくこと。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1			療養者に対する医学的管理
・看護職員	9		1	医療行為を含む介護
・薬剤師		1		服薬指導等
・介護職員	23		4	療養者の介護及びレクリエーション
・支援相談員	3			相談業務等
・理学療法士	2			物理療法及びリハビリテーション
・作業療法士	4			作業療法及びリハビリテーション
・管理栄養士	2			療養者への適切な食事の提供と管理指導
・介護支援専門員	1			施設サービス計画の作成
・事務職員	3			施設管理と事務一般
・調理職員	6			調理作業

*夜間勤務者数 5 名は常勤に含まれる

*看護職員・理学療法士・作業療法士は通所リハビリ（月～金）と兼務する。

(4) 利用定員

当施設の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた人数

(5) 通常の送迎の実施地域

当施設の送迎実施地域は、喜多方市、北塩原村（北山、大塩地区）西会津町（尾登、野沢地区）、会津坂下町を実施地域とする。

2. サービス内容

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事

食事は原則として食堂でおとりいただきます。ただし、ご希望や身体状況によっては居室や下記以外の時間にもおとりいただけます。

朝食 8時00分

昼食 12時00分

夕食 6時00分

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に所定回数以上ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、第2・4土曜日及び日曜日・祝日の入浴サービスは原則として休ませていただきます。

④ 医学的管理・看護

当施設では、医師・看護職員が常勤しておりますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護及び介護を行ないます。

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑧ リハビリテーション・レクリエーション

⑨ 相談援助サービス

⑩ 栄養状態の管理

⑪ 理美容サービス（原則月2回実施します。）

⑫ 行政手続代行

⑬ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関	・名称	医療法人 佐原病院
	・住所	喜多方市字永久7689番地1

・協力歯科医療機関	・名称	さいとう歯科クリニック
	・住所	喜多方市山都町谷地2296-3

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、短期入所利用約款「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

◇他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態や専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の施設を紹介しますので、ご安心下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 食事・・・・・・・・
施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としてしているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の内容を管理・決定できる権限を委任させていただきます。
- ・ 面会・・・・・・・・
いつでも面会にお越しください。尚、当施設の面会時間は午前8時から午後8時迄とさせていただきますので御協力をお願いいたします。
※感染症対策時には面会を制限させて頂く場合があります。
- ・ 洗濯物・・・・
ご家族洗濯の場合は、随時取りにお越し下さい。
- ・ 飲酒・・・・
職員の見守りの中で、適度な飲酒をすることができます。
- ・ 火気の取扱い・・・・
火災予防のため、居室内での火気の使用は禁止させていただきます。
- ・ 設備・備品の利用・・・・
短期入所療養介護計画及び個別的リハビリテーション計画に基づき理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員の下に使用することができます。なお、備品、設備を破損、破壊した場合は、弁償していただくことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み・・・・
最低限必要な身の回り品の持参をお願いします。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・
原則としてお預かりは致しません。やむを得ない事情の場合はご相談ください。
ただし、洗濯物クリーニング等の為の預り金は事務所にしてお預かりいたします。
- ・ 外出・外泊時の施設外での受診・・・・
原則としては、医療機関での診察はご遠慮ください。緊急時は、施設にご連絡ください。
- ・ ペットの持ち込み
衛生面より、持ち込み等をご遠慮下さい。
- ・ 洗濯物
入浴日の着替えのほか、適時着替えを行います。洗濯の方法は家族対応と業者委託の方法があります。どちらかをお選びください。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、補助散水栓、避難誘導設備、防火不燃材、防火戸
- ・ 防災訓練 年2回 消防防災避難訓練（年1回夜間想定 of 訓練）

月1回 防火防災の注意

・防火責任者 加藤 真也

※なお、災害時の対応としては自動転送システムにより消防署へ連絡し、職員の自衛組織により避難誘導・消火活動に当たります。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 個人情報の保護

当施設も個人情報保護法・介護保険法及び関係法令に基づき、個人情報の取り扱いに関してはその保護に積極的に取り組みます。(別紙1)ただし、原則的に居室前の氏名表示・写真の展示をさせていただきますのでご了承下さい。氏名の掲示・写真の展示の他、個人情報保護に関してのご質問・ご要望がございましたら下記の相談窓口にお気軽にご相談下さい。

個人情報相談窓口	支援相談員	坂内 一成
		佐藤 千恵子
	事務員	加藤 真也

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、支援相談員及び介護支援専門員若しくは施設職員にお寄せ下さい。速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情受付担当者	支援相談員	坂内 一成
		佐藤 千恵子
	介護支援専門員	伊藤 寿一
苦情解決責任者	施設長	堀内 三郎

9. 事故発生時の対応

施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに応急処置及び医療機関への搬送等の措置を講ずると共に家族等に連絡を行います。必要によっては市町村及び居宅介護支援事業所等にも連絡・報告します。

当施設の責に帰すべき事由（故意や重大な過失によるなど法的責任がある場合）によって利用者が事故を被った場合、当施設は利用者に対して損害賠償するものとしします。

10. 見守り支援機器等の使用について

施設は、利用者の状態に応じた介護を提供できるように睡眠状態や心拍数・呼吸数を確認できる見守り機器や状態を映像で確認できる見守りカメラを居室に設置しております。これらの機器を以下の目的で利用いたします。

- (1) 利用者の生活習慣や状態に合わせたケア・見守り
- (2) 利用者の適したケアプランの検討・サービスの提供及びその効果の検証
- (3) 利用者の体調変化への気づき

11. 第三者による評価の実施状況等

直近実施年月日：平成19年11月21日

評価機関：福島県介護保険施設サービス評価事業

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご希望の方はお申し出ください。

短期（介護予防短期）重要事項説明書Ⅱ

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について （令和7年1月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

ご利用料金、加算料金については別表1をご覧ください。

別表1

1 基本料金 （1） 施設利用料

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。次の表は1日当たりの自己負担分です。）

多床室利用の場合	
要介護度	基本型の場合（1割）
要支援1	672円
要支援2	834円
要介護1	902円
要介護2	979円
要介護3	1,044円
要介護4	1,102円
要介護5	1,161円
従来型個室の場合	
要介護度	基本型の場合（1割）
要支援1	632円
要支援2	778円
要介護1	819円
要介護2	893円
要介護3	958円
要介護4	1,017円
要介護5	1,074円

(2) その他の加算

夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合に算定する。 24 単位/日
個別リハビリテーション実施加算	多職種協同で個別リハビリテーション計画を作成し、その当該個別計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリを行った場合に算定する。 1 日につき 240 単位
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の診断を受けている方が入所された場合に算定。 1 日につき 120 単位
認知症ケア加算 (要介護認定のみ)	日常生活に支障を来す恐れのある症状または行動が認められる事から、介護を必要とする認知症の入所者に対してサービスを提供した場合に算定する。 1 日につき 76 単位
送迎加算 (片道につき)	送迎を行った場合に算定する。片道あたり 184 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合、入所日から 7 日間を限度として算定する。 1 日につき 200 単位
緊急受入加算	上記以外の理由で緊急に受け入れした場合に算定する。 1 日につき 90 単位
重度療養管理加算	要介護 4・5 の者であって厚生労働大臣の定める状態にあるものに対し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に算定する。 1 日につき 120 単位
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I) (II)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合に (I) または (II) を算定する。 51 単位/日
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に算定する。一日につき 3 回を限度とする。 8 単位/食
認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。 3 単位/日
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に (I) または (II) を算定する。 (I) 22 単位/日 (II) 18 単位/日
総合医学管理加算	厚生労働大臣によって定められた基準に従い、治療管理を目的とし、サービス計画的に行う事になっていない入所をした場合に 10 日を限度に算定する。 1 日当たり 275 単位
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に当該評価の結果を情報提供した場合に 1 月に 1 回に限り算定する 50 単位/月

生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月あたり)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっており、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行なっている場合、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行ない業務改善の成果が確認されている場合に算定されます。 100単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ICT機器等を導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に算定されます。 10単位/月
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合に基本報酬が減算されます。 ・所定単位数の1/100に相当する単位数を減算。
高齢者虐待防止未実施減算	虐待の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬が減算されます。 ・所定単位数の1/100に相当する単位数を減算。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画が未策定の場合、基本報酬が減算されます。 ・所定単位数の3/100に相当する単位数を減算。
職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に算定する。 前記に算定した単位数の1000分の39に相当する単位
特定処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等をし、その他要件を満たしている場合に算定する。 前記に算定した単位数の1000分の21に相当する単位
介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等をし、その他要件を満たしている場合に算定する。 前記に算定した単位数の1000分の8に相当する単位 ※職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算はR6.5/31まで算定可能。
介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等をし、その他要件を満たしている場合に算定する。前記に算定した単位数の1000分の75に相当する単位 ※R6.6/1より職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化となり施行開始となる。

※介護保険1割の料金で表記しておりますが、それぞれ個人の負担割合により2割の場合は2倍、3割の場合は3倍となります。

(3) その他の料金

- ① 食費 (1日当たり) 1,500円
ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。
- ② 居住費 (1日当たり)
 - ・従来型個室 750円 (室料+光熱水費)
 - ・多床室 450円 (光熱水費)ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住の限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。
- ③ 理美容代 実費 (1,200円～3,000円程度)
- ④ 日用品費 (1日当たり) 外注となり、別途契約必要。
入浴用タオル、バスタオル、シャンプー、ボディソープ、石鹸、歯磨き粉等。
- ⑤ 教養娯楽費 (一日当たり) 100円 (非課税)
 - 図画工作材料代 (絵具、画用紙、マジックペン、色紙等)
 - 習字用品 (半紙、墨汁など)
 - 園芸材料費 (苗、用土など)
 - 手芸材料費 (布、糸など)
 - ビデオ (鑑賞会用)
 - お茶会費 (定例会、任意時間含む)
 - コピー用紙代 (選択娯楽に関する用紙代等)
 - 写真代 (行事写真など)
 - その他、教養娯楽に関する材料代など
- ⑥ 電化製品使用料 (非課税) 各製品1日当たり30円
- ⑦ その他
衣類の洗濯について委託を希望される場合は、別途資料2<委託洗濯料金表>をご覧ください。

(4) 保険給付・高額介護サービス費の請求の為の証明者の交付

施設はサービス提供料を受領した場合は、提供したサービスの内容・費用額を記載した領収書(証明書)を発行します。

尚、償還払い・療養費払い等をおこなう場合は、請求に必要なサービス提供証明書を発行いたしますので、保険者である市町村・社会保険事務所の窓口へ提出請求して下さい。償還払い・療養費払いに該当する方にはその都度担当者から説明いたします。

(5) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金支払、銀行振込、の2方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙 1 >

個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設ケアホームやまとでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別途資料 2 >

委託洗濯料金表
(平成27年4月より改定)

利用項目	利用料金		備考
衣類洗濯料 (1枚あたり)	寝巻き・トレーナー・トレパン・パジャマ(上)・パジャマ(下)・ももひき・肌着類・パンツ類・バスタオル・タオル・靴下等、水洗い対応の洗濯物	所定の洗濯ネット 1袋ごとにつき 1,050円 一月で最大 6,000円 (納品日基準毎25日㊞)	衣類の洗濯は原則としてご家族にお願いいたしておりますが、左記の料金にてお取次ぎも致します。消費税は別途申し受けません。
	ドライクリーニング品		
	カーディガン セーター ジャンパー・綿入れ ベスト ズボン 毛布(小)	一品につき 550円～ 440円～ 880円～ 500円～ 440円～ 550円～	
上記の他にドライ洗濯対応のものであれば別途受付ます。	(生地や装飾品により料金が変更になります。また、別途消費税がかかります)		

*当施設における利用者の個人洗濯については上記金額にてワタキューセイモア(株)と上記金額にて施設契約を行っております。利用者の洗濯をご希望の方はお申し出下さい。

私物洗濯委託時のお願い

利用者個人の衣類には、すべて記名をお願いいたしておりますが、洗濯の委託をなされる場合には、特にすべての洗濯物にご記入されることをお願いいたします。なお、使用途中に、記名部が薄れてきた場合、施設にて再度記入させて頂く事をご了承頂きます。

なお、料金の清算は翌々月の施設サービス請求時にさせていただきます。
短期入所の場合は、退所時または、当該期間の請求時にさせていただきます。

介護老人保健施設ケアホームやまと
短期入所療養介護利用（介護予防短期入所療養介護）
重要事項説明同意書

介護老人保健施設ケアホームやまとを短期入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用 重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

説明担当者 職

氏 名 _____

令和 年 月 日

介護老人保健施設ケアホームやまと
施設長 堀内 三郎 殿

<利用者>

氏 名 _____ 印

代筆（ ） _____

住 所 _____

<扶養者>

氏 名 _____ 印

住 所 _____